

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		特用林及び自家用林の指定			
根拠法令及び条項		森林法(昭和26年法律第249号)第10条の8第1項第6号、第7号			
所 管 部 課 名		経済部 産業観光課			
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—			
	基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法施行規則第7条の2以外の民有林であること、かつ、特用林は、立木の果実、樹液、樹皮又は葉の採取に主として供される特用樹種からなる森林であること、及び自家用林は、農家等が、自家用、営農用の用材等を採取し、消費している森林で1haを超えないこと。</li> </ul>			
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	平成23年3月7日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日 (注: 休日は含まない。)			
	内 訳	経由機関	日 (機関名)		
		協議機関	日 (機関名)		
		処分機関	30日		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	平成23年3月7日	
備 考					